

富山短期大学学生会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は富山短期大学学生会と称する。

(目的)

第2条 本会は富山短期大学の教育精神に基づき、健全な学生活動を行うとともに、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

(本部)

第3条 本会の本部は富山短期大学内におく。

第2章 組 織

(構成)

第4条 本会は富山短期大学に在学する全学生を以って構成する。

(組織)

第5条 本会はその目的遂行のため、次の機関を以って組織する。

学生総会

総務委員会

執行委員会

監査委員会

選挙管理委員会

専門委員会

クラブ会

第1節 学 生 総 会

(構成・権限)

第6条 学生総会(以下「総会」と称す。)は会員によって構成される本会の最高議決機関であり、本会の基本方針を決議する。

(召集)

第7条 定例総会は年1回、学生会長が召集する。ただし、次に掲げる場合には臨時総会を開かなければならない。

執行委員会が必要と認めたとき

総務委員会の要求があったとき

会員の3分の1以上の要求があったとき

(開催)

第8条 総会は会員の過半数の出席をもって成立し、出席会員の過半数によって決議する。

(役員)

第9条 総会の議長・副議長は学生会長によって指名され、出席会員の過半数の承認を必要とする。

(決議)

第10条 総会は次の事項を決議する。

活動報告

予算及び決算

総務委員会から提出された事項

会則改正に関する 審議・決議

(会員投票)

第11条 総会が開催不可能、または、流会になった場合、学生会長は総会にかわるものとして次の事項に基づき、会員投票を行うことができる。

- 1 有効投票の過半数を以て決議される。但し、有効投票数は会員の過半数でなければならない。
- 2 会員投票の投票管理は、選挙管理委員会がこれにあたる。

第2節 総務委員会

(機能)

第12条 総務委員会は総会を除く活動についての議決機関である。

(任務)

第13条 総務委員会は本会の目的遂行のための諸問題を 審議・決議する。

- 2 総務委員は委員会をより活発にするために議案審議に参加する義務を有し、審議事項の討議・決議にあたる。
- 3 総務委員はクラスにおいてそのクラスの会員の意見をまとめ、総務委員会の討議議題として、委員会に提出することができる。

(公開)

第14条 総務委員会は公開を原則とする。但し、聴衆には議決権はない。

(構成)

第15条 総務委員は各クラスから選出された2名ずつの代表委員によって構成される。

(役員)

第16条 総務委員会の役員は委員の互選とし、次の通りとする。

総務委員長(議長)	1 名
総務副委員長(副議長)	1 名
書記	2 名

(召集)

第17条 総務委員会は毎週一回の定例委員会を開く。その他に次の場合議長がこれを召集し、臨時委員会を開くことができる。

議長が必要と認めた場合

各委員会の要求があつて議長がそれを認めた場合

総務委員の3分の1以上が必要を認めた場合

(議決)

第18条 総務委員会は委員の過半数の出席を以て成立し、議事は出席委員の過半数によって議決する。但し、同数の場合は議長の採択による。

(代理人)

第19条 総務委員は不慮の事故で総務委員会に出席できない場合、議長に委任状を提出し、代理人をたてなければならない。但し、代理人を出す場合はクラスの過半数の承認を得なければならない。また、総務委員は代理人を兼ねることはできない。

(議長)

第20条 議長は総務委員会の円滑な議事進行を図り、委員の必要外の発言を制する権限を有する。

- 2 議長は無届で総務委員会を欠席した総務委員に対して警告を発する義務がある。
- 3 議長は議事進行に支障をきたすと認めた場合、その委員(聴衆) に退場を命ずることができる。
- 4 議長は必要に応じて参考人を呼ぶことができる。

(委員投票)

第21条 総務委員会が開催不可能または流会になり、緊急に決議することが必要な場合、議長は次の通りに委員投票を行うことができる。

有効投票数の過半数の賛成を得なければならない。但し、有効投票数は委員の過半数でなければならない。

委員投票に関するすべての管理は執行委員会がこれにあたる。

(任期)

第22条 総務委員及び委員会役員の任期は4月1日より翌年3月31日までとする。

(辞任・補選)

第23条 総務委員の辞任はその委員のクラス会員の過半数の同意を必要とし、辞任した場合、そのクラスは一週間以内に補選しなければならない。

2 総務委員会は議長もしくは副議長、書記の任務遂行不可能と認めた場合、また議長・副議長の辞任届を委員の過半数によって認めた場合、一週間以内に補選しなければならない。

(解任)

第24条 議長は委員の3分の2以上の多数をもって不相当と認めた委員を解任することができる。

(不信任)

第25条 総務委員会は総会において過半数の会員によって不信任された場合、後任が選出された後、直ちに解散しなければならない。

第3節 執行委員会

(機能)

第26条 執行委員会は本会の最高執行機関であり、総会及び総務委員会の決議事項の執行にあたる。

(構成)

第27条 執行委員会は次の委員を以て構成する。

執行委員長(学生会長)	1 名
執行副委員長(学生副会長)	2 名
会計	2 名
書記	2 名
渉外	2 名

各委員は執行委員会の過半数の承認を得て、各々補佐をもつことができる。

(選出)

第28条 執行委員長(学生会長) は会員による会長選挙によって選出される。選挙についてはその一切の管理事務は選挙管理委員がこれにあたり、別項の選挙規約に従う。

2 執行副委員長(学生副会長) 以下の委員は委員長委嘱とし、会員中より委員長が推薦し、総会において過半数の承認を得なければならない。

(任務)

第29条 執行委員は下記の任務を負う。

執行委員長は、本会を代表し、その全般的執務及び執行委員会を統轄する。

執行副委員長は、委員長を補佐し、また、委員長代理として委員長に事故ある場合はその任務・権限を代行する。

会計は、執行委員長を補佐し、本会の会費の徴収・支出の管理・予算・決算の作成等の財務業務を行ない、定例総会において決算報告を行なわねばならない。

書記は、執行委員長を補佐し、本会の事務手続にあたり、必要とする会議に出席し、議事の記録を

行なう。また、その書類作成及び保存を行なう。

渉外は、執行委員長を補佐し、本会の渉外事務にあたる。

(召集)

第30条 執行委員会は執行委員長が必要と認めた場合、または、過半数の執行委員の要求があった場合、執行委員長が召集し、委員の過半数を以って開催することができる。

(任期)

第31条 執行委員の任期は4月1日より3月31日までとする。

(不信任)

第32条 執行委員会に対する不信任案は会員の3分の1以上の連署を以って総務委員会に提出することができる。

2 不信任案が総務委員会で受理検討された場合、1週間以内に総会を開催し、審議しなければならない。

3 不信任案が会員の過半数で決議された場合、執行委員会は後任者の選出された後、直ちに解散しなければならない。

(辞任、補選)

第33条 執行委員長の辞任は総務委員会の過半数の同意を必要とする。

2 辞任した場合、後任者の選出については第28条第1項に準ずる。

3 執行副委員長以下の委員の辞任については執行委員長の同意を必要とする。

4 辞任した場合の後任者については第28条第2項に準ずる。

(罷免)

第34条 執行委員長は不適任と認められる委員について、委員会で協議の上罷免することができる。

(兼任)

第35条 執行委員は他の委員を兼ねることはできない。

第4節 監査委員会

(機能)

第36条 監査委員会は本会全般にわたって監査を行なう機関である。

(任務)

第37条 監査委員会は次の任務を負う。

年度末に本会の一般会計・記録を監査する。

会則改正案、不信任案に伴なう連署を監査する。

(構成)

第38条 監査委員会は各学年3名ずつの委員によって構成する。

(選出)

第39条 監査委員は総務委員会によって指名される。

(任期)

第40条 監査委員の任期は4月1日から翌年3月31日までとする。

(役員)

第41条 監査委員会は次の役員を置く。

監査委員長 1名

監査副委員長 1名

書記 2名

2 役員は監査委員の互選とする。

(召集)

第42条 監査委員会は次の場合に委員長がこれを召集する。

監査委員長が必要と認めた場合

監査委員の3分の1以上の要求があった場合

(決議)

第43条 監査委員会は委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数で決議する。但し、同数の場合は議長の採択による。

(代理人)

第44条 第19条に準ずる。

(参考人)

第45条 第20条第4項に準ずる。

(辞任・補選)

第46条 監査委員の辞任は監査委員長及び総務委員会の過半数の同意を必要とし、辞任した場合は総務委員会によって1週間以内に補選しなければならない。

2 監査委員会役員の辞任については第23条第2項に準ずる。

(解任)

第47条 第24条に準ずる。

(不信任)

第48条 第25条に準ずる。

第5節 専門委員会

(機能)

第49条 専門委員会は提示された議題について調査・討議する機関である。

(設置)

第50条 専門委員会は会員の要求により、学生会長の許可をもって随時設置することができる。

(構成)

第51条 各専門委員会の構成員及びその選出方法等については総務委員会で定める。

(召集)

第52条 各専門委員長がこれを召集し、過半数の委員の出席をもって成立する。

(決議)

第53条 出席委員の過半数によって決議する。

(任期)

第54条 各専門委員長の責任において各専門委員会で定める。

(代理人)

第55条 第19条に準ずる。

(参考人)

第56条 第20条第4項に準ずる。

(辞任、補選)

第57条 第23条に準ずる。

(不信任)

第58条 第24条に準ずる。

第6節 クラブ会

(機能)

第59条 クラブ会はクラブ加入者によって構成され、サークル振興とその育成を図るとともに、相互の親睦を深めることを目的とし、そのために必要とされるあらゆる活動を行なう機関である。クラブ会会則は別に定める。

第3章 会計

(機能)

第60条 本会の会計は執行委員会会計がこれを総括し、管理する。

(クラブ会会計)

第61条 各クラブの会計の出納は、クラブ会会計に一任する。

(収入・会費)

第62条 本会の会計は会費及びその他の収入をもってこれにあて、会費は年額3,000円とし、各学年初めに納入する。

(会計年度)

第63条 本会の会計年度は毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

(監査)

第64条 本会の決算は監査委員会の監査を経て総会に提出しなければならない。

(報告)

第65条 会計は監査委員会の要請あるときは、監査委員会に出納明細簿を提出しなければならない。

第4章 会則改正

(発議)

第66条 本会会則の改正の発議が会員中より30名以上の連署をもって総務委員会に提出された場合、総務委員会で受理検討する。但し連署は監査委員会の承認を得たものでなければならない。

(設置)

第67条 会則改正の発議が総務委員の過半数で承認された場合、直ちに会則改正委員会を設置し、起案しなければならない。

(起案)

第68条 会則改正委員会より提出された会則改正案は総務委員会においてその3分の2以上の賛成を必要とする。

(決議)

第69条 会則改正案が総務委員会を通過した場合、これを総会にかけて会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

附 則

本会則は、昭和46年5月20日より施行する。